

中小企業向けの助成金紹介



ご注意



ここからの内容は
厚生労働省の助成金の仕組みを解説いたします。

助成金の交付決定を確約するものではありません。
正しくは、厚生労働省 労働局の判断によります。

申込期限が経過している助成金があります、来年度に向けて参考にしてください

助成金の基礎知識 ① 事業主の条件

助成金には申し込み
期限があります！

受給対象となる 事業主の条件

①雇用保険の 適用事業所

②中小企業の範囲

- ・資本金の額
または
- ・労働者の数

③申し込み期限が ある

受給対象となる事業主（事業主団体を含む）

- 雇用保険適用事業所の事業主
(支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険
被保険者が存在する事業所の事業主であること)
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

審査への協力の具体例

- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者
雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者
雇用支援機構の現地調査に応じる。

実際に助成金を受給するためには、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

事業主の方へ このパンフレットの内容は令和8年4月8日時点のものです

令和8年度 雇用・労働分野の助成金のご案内 (簡略版)

- I 雇用関係助成金のご案内
～雇用の安定のために～
 - 「雇用関係助成金」検索表 … P. 3
 - 雇用関係助成金の概要 … P. 7
 - 雇用関係助成金のお問い合わせ先 … P. 21
- II 労働条件等関係助成金のご案内
～労働条件の改善のために～
 - 労働条件等関係助成金の概要 … P. 23
 - 労働条件等関係助成金のお問い合わせ先 … P. 26

このパンフレットは概要を記載したものです。
詳細な内容については、各助成金の支給要領やパンフレットをご確認ください。

厚生労働省 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構・P.080401901
(注)労働者派遣法完全適用 (注)労働者派遣法完全適用

助成金の基礎知識 ②

厚生労働省 助成金の3大カテゴリー

雇用・労働分野の助成金は、大きく分けて以下の3つの目的で構成されています。

① 雇用の維持・非正規の処遇改善(キャリアアップ系)

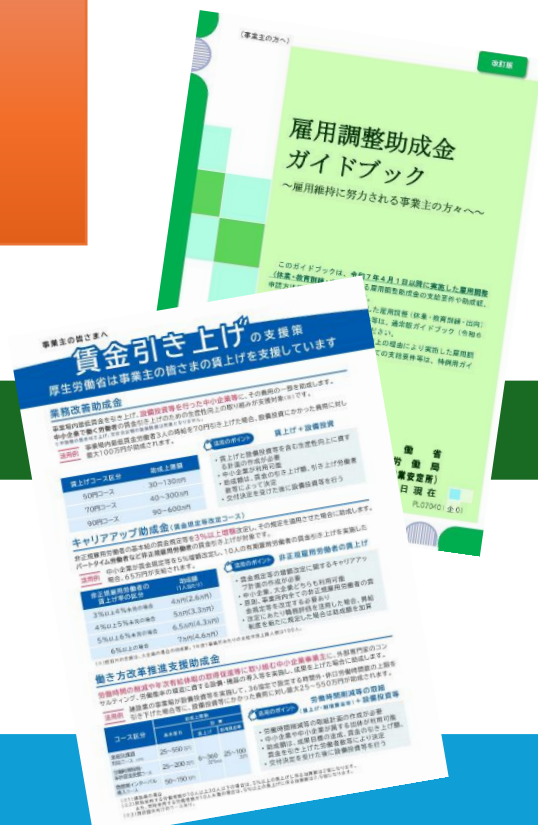
- ・ キャリアアップ助成金: 有期契約労働者等の正社員化や賃上げを支援。
注目: 「社会保険適用時処遇改善コース」年収の壁対策が手厚くなっています。
- ・ 雇用調整助成金: 景気変動等による休業手当の一部を助成。

② 職場環境の改善・生産性向上(働き方改革系)

- ・ 働き方改革推進支援助成金: 労働時間の短縮や「勤務間インターバル制度」の導入を支援。
注目: 令和8年度は、5%・7%以上の賃上げを行った場合の上限額加算が新設・拡充されています。
- ・ 業務改善助成金: 事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資(POSレジ、ソフト導入等)を行った場合に助成。

③ 人材育成・両立支援(教育・福祉系)

- ・ 人材開発支援助成金: 従業員の職業訓練(DX教育など)にかかる経費と賃金を助成。
- ・ 両立支援等助成金: 育休取得や介護休業の環境整備を支援。



働き方改革 助成金 4選

- ① **業務改善助成金**（令和8年度は10月1日で申請期限終了）
事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資の費用の一部を助成
- ② **働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進コース）**
（令和8年度は11月30日で申請期限終了）
月60時間を超える36協定の時間削減、などの成果目標を選択し、改善事業を実施、賃金引き上げはオプション
- ③ **人材育成助成金**
新規事業のため社員教育の費用と教育中の賃金を助成する
- ④ **キャリアアップ助成金**
非正規雇用者を正社員化することに助成をする

① 業務改善助成金の活用例

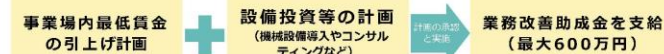
タイヤショベルが古く、効率が悪いので、買い換えを検討
併せて事業場内の最低賃金を引き上げ、業務改善助成金を活用した



令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時給給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を持つ企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

①業務改善助成金

今年度は10月1日で申請期限終了

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例

事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

賃上げコース区分

助成上限額

50円コース

30～130万円

70円コース

40～300万円

90円コース

90～600万円

対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



工場A



事務所B

別々に申請

→ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ計画

設備投資等の計画（機械設備導入やコンサルティングなど）

業務改善助成金を支給（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時給額を指します。（ただし、業務改善助成金では、導入後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げいただく必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が毎年10月1日現在に決定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明な点があれば、官報の労働局雇用編纂・均等部室または賃金課までお問い合わせください。

対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



→ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は
画面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は画面をチェック！

業務改善助成金の特徴
設備投資 + 最低賃金の引き上げ
賃金引き上げの対象者は
「雇用保険の加入者」

今年度は10月1日で申請期限終了

①業務改善助成金

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率



←長野県は対象外

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

助成上限額の算出例

30人未満事業所が事業場内の最低賃金を70円引き上げる「70円コースを選択」した場合
賃金引上げ対象者が10人の場合 → 300万円

助成金額の算出方法は次ページ→

助成金の算出方法

①業務改善助成金

【助成額】

生産性向上に資する設備投資等にかかった費用(600万円)に助成率を乗じた金額と、助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となる。

【例】(設備投資600万円を予定する 事業場規模30人未満の事業者)

- ・事業場内最低賃金が1,061円(令和7年長野県の最低賃金)
→ 助成率3/4
- ・10人の労働者を1,131円まで引上げ (70円コース・労働者は雇用保険の対象者)
→ 助成上限額300万円 …a
- ・設備投資などの額は600万円 …b

(600万..b×助成率 3/4)
450万円

(設備投資費用×助成率)

>

(助成上限額)
300万円..a

(70円コースの助成上限額)

支給額 300万円

助成対象経費の特例

今年度は10月1日で申請期限終了

①業務改善助成金

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

PC スマホ タブレットは
助成対象外です
ただし、特例事業者は可

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 - リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

特例事業者とは...

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント以上低下している事業者

令和8年度 申請期限は11月30日まで

② 働き方改革推進支援助成金 (5種類のコースがある)

労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、**労働時間の削減や年次有給休暇の促進**に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

業種別課題対応コース

生産性を向上させ、**業種別の労働時間に関する課題の解消**に向けた環境整備に取り組む、特定の業種等の中小企業事業主の皆さまを支援します。



建設業



運送業等



情報通信業・宿泊業



病院等



砂糖製造業(鹿児島県・沖縄県)

勤務間インターバル導入コース

生産性を向上させ、**勤務間インターバルの導入**に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

取引環境改善コース(R8新設)

発着荷主及び倉庫事業者等が、運送事業者を含めた集団を構成して**集団を作り**、トラック予約システムやハンドリフトの導入等の取組を行い、**荷待ち・荷役時間の短縮について成果を上げた場合**に助成金を支給します。

団体推進支援コース

事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働条件の改善のために、**時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組**を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。